東海市循環バス広告掲載要領

（趣旨）

第１条　この要領は、東海市広告掲載要綱（平成２４年東海市告示第２９号。以下「要綱」という。）に基づき、東海市循環バス（以下「循環バス」という。）の車内広告の掲載の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告の掲載位置）

第２条　広告の掲載位置は、都市計画課長が指定した位置とする。

（広告の規格等）

第３条　循環バスに掲載する広告の規格は、Ｂ３サイズ・横（縦３６㎝×横５１㎝）とする。ただし、規格内であれば、Ｂ版用紙に貼り付けを行った上で、掲示することも可能とする。

（広告の募集）

第４条　広告の募集は、１台を１枠とし、市の広報紙、市ホームページで行うものとする。ただし、その他の方法によることが適当であると認められる場合は、都市計画課長が広告の募集方法を決定するものとする。

（広告の掲載期間）

第５条　広告の掲載期間は１月単位とし、複数月の申込みができるものとする。ただし、年度を超える期間を指定することはできないものとする。

２　広告掲載の開始日及び終了日は、都市計画課長が定めるものとする。

（広告の申込み）

第６条　広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、要綱に規定する広告掲載申込書に、必要書類を添えて、指定する期間内に市長へ提出するものとする。

２　市長は必要に応じて、掲載に関する資料を求めることができる。

（広告掲載の決定）

第７条　市長は、前条の申込書を受理したときは、掲載を希望する広告内容に関し、東海市広告掲載基準に基づき審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

２　審査により適合と認められた申込者が広告の募集枠数を超えるときは、次の各号の順位により決定するものとする。

⑴　市内に本社、本店等を有するもの

⑵　市内に支社、支店等を有するもの

⑶　掲載期間が長いもの

３　前項の規定によっても決定しないときは、抽選により決定するものとする。

４　募集期間を過ぎても広告の募集枠に達しないときは、広告掲載の基準の審査を経て、申込順に決定するものとする。

５　広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び条件等について、要綱に規定する広告掲載決定通知書により広告掲載希望者に通知するものとする。

（広告掲載料）

第８条　広告掲載料は、１枠につき月額１，０００円（消費税込み）とする。

２　掲載期間が１月未満の場合は１月として、計算する。

（広告物の作成及び提出）

第９条　広告を掲載する者（以下「広告掲載者」という。）は、広告物を指定する期日までに、都市計画課へ提出しなければならない。

２　広告物は、広告掲載者の責任及び負担で作成するものとする。

（広告掲載料の納付等）

第１０条　広告掲載者は、広告掲載の決定を受けた期間に係る広告掲載料を指定する期日までに一括前納するものとする。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

（広告内容等の変更）

第１１条　広告掲載者は、掲載の決定を受けた広告が、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

⑴　内容を差し替えるとき。

⑵　前号に規定するもののほか、要綱に規定する広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

２　広告の内容、デザイン等が東海市広告掲載基準の規定に抵触していると市長が判断したときは、広告掲載者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第１２条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

⑴　指定する期日までに広告掲載料の納付がない場合。

⑵　指定する期日までに広告原稿を提出しない場合。

⑶　前条第２項に規定する変更を広告掲載者が行わない場合。

⑷　広告掲載者が虚偽の申請をした場合。

⑸　広告掲載者が書面により広告掲載の取り下げを申し出た場合。

⑹　その他、循環バスへの広告掲載が適切でないと市長が判断した場合。

２　前項の規定により広告を取り消した場合は、要綱に規定する広告掲載決定取消通知書により、当該広告掲載者に通知するものとする。なお、この場合において、東海市は広告掲載者に対し、その賠償の責めを負わず、納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料の返還）

第１３条　既に納入された広告掲載料は還付しないものとする。ただし、次に掲げる場合は、その全部又は一部を返還することができる。

⑴　広告掲載の決定後、広告の掲載開始前において、広告掲載者の責に帰すべき事由によらず、広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

⑵　広告掲載期間中に広告掲載者の責に帰すべき事由によらず、広告を掲載することができなかった場合は、日数に応じて、広告掲載料を返還する。ただし、バスの法定点検等の場合は含まない。

２　前項第２号の規定による広告掲載料の返還において、１月に満たない日数分は日割りとし、算定した広告掲載料の額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

３　前２項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告物の掲載、変更、撤去）

第１４条　広告物の新規及び変更の掲載、掲載期間の終了又は掲載の必要がなくなった場合（広告掲載が取り消された場合を含む。）の撤去は、循環バス運行事業者に

より広告の掲載、撤去を行う。ただし、内容の変更は月１回までとする。

（広告の修復）

第１５条　天災その他不可抗力による場合を除き、循環バスに広告を掲載した後に、循環バスの運行に伴う事故等、市の責に帰すべき事由により広告がき損し、又は破損したときは、市が経費を負担して修復を行うものとする。

２　経年に起因する色あせなどの劣化については、市が経費を負担する修復の対象とはしないものとする。

（委任）

第１６条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成２９年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和６年７月２０日から施行する。

２　改正後の東海市循環バス広告掲載要領の規定は、この要領の施行の日以後の申込みについて適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。